

現 行	改 正 後
<p>第一分冊 預金取扱い金融機関関係 1 - 6 子会社等について (略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第一分冊 預金取扱い金融機関関係 1 - 6 子会社等について (略)</p> <p>1 - 6 - 5 <u>金融機関とその親法人等である保険会社の関係について</u> <u>保険業法施行規則等において、保険業法第 8 条第 1 項若しくは同法第 100 条の 3 に規定する特定関係者に金融機関（同法施行令第 2 条の 2 第 4 項各号に掲げる金融機関をいう。以下同じ。）が該当する場合における当該金融機関と保険会社等との間等に弊害防止措置が設けられている趣旨に鑑み、出資関係等を有する保険会社等との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>金融機関は、その関係保険会社（当該金融機関が保険会社の子会社等（保険業法施行令第 2 条の 2 第 1 項に規定する子会社、子法人等、関連法人等）に該当する場合における当該保険会社をいう。）との間において、同法第 100 条の 2 に基づく同法施行規則第 53 条の 4 から第 53 条の 6 に規定する講ずべき措置に反する行為に関与していないか。</u> ・ <u>金融機関は、その関係保険会社（当該金融機関が保険会社の子会社等（保険業法施行令第 14 条及び第 29 条に規定する子会社、子法人等、関連法人等）に該当する場合における当該保険会社をいう。以下同じ。）及び関係保険会社を所属保険会社とする保険募集人等との間において同法第 300 条の規定により禁止されている行為に関与していないか。</u> <p><u>（注）関係保険会社を所属保険会社とする保険募集人等とは、関係保険会社の役員、関係保険会社を所属保険会社とする生命保険募集人、関係保険会社を所属保険会社とする損害保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人をいう。</u></p>